工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入 札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2 条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号(建設業法違 反行為)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社イトー	1 か月
代表者氏名	代表取締役 伊藤 勝利	
本店所在地	磐田市玉越 80	

3 入札参加停止の理由

株式会社イトーは、民間発注の建築一式工事において、建設業許可を受けないで建 設業を営む者と、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲 を超えて下請契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当しているとして、令和5年3月24日、静岡県知事から、監督処分(指示処分)を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和5年4月21日から令和5年5月20日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事	1か月以上9か月以内
等の契約の相手方として不適当であると認められると	
き。	